

(第12条) 中小企業に関する特別の助成

<措置の概要>

- 災害救助法が適用されている地域には、中小企業者が民間金融機関から借入れを行う際に、通常の保証とは別枠で100%を保証する「セーフティネット保証4号」を実施。

【通常の保証限度額】

最大2.8億円	・ 普通保証	2億円以内
	・ 無担保保証	8,000万円以内

+

【セーフティネット保証4号限度額】

最大2.8億円	・ 普通保証	2億円以内
	・ 無担保保証	8,000万円以内

<激甚災害指定時の措置>

- 激甚法による被災区域内に事業所を有する直接被害を受けた中小企業者が、事業の再建に必要な資金を借り入れる際に、通常の保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠での100%保証である「災害関係保証」を適用。

(通常の保証及びセーフティネット保証に加えて、以下を保証。)

最大2.8億円	・ 普通保証	2億円以内
	・ 無担保保証	8,000万円以内

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。